

濃厚接触者の観察期間の考え方（2022年3月22日時点）

【濃厚接触者が感染者の同居家族等の場合】

○起点日は、以下のいずれか遅い方

- ・感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）
- ・基本的な感染対策を住居内で講じた日

【濃厚接触者が感染者の同居家族等以外の場合】

○起点日は、感染者との最終接触日

4日目、5日目に検査を実施しない場合

0日目

起点日



7日目

8日目

解除

解除のための検査は不要

4日目、5日目に検査を実施する場合

0日目

起点日



4日目

5日目

抗原定性検査

PCR検査
抗原定量検査

検査

検査

解除

検査

解除

検査費用は所属する事業者の負担。医療用の抗原定性検査を活用する。解除目的で医療機関を受診しない。

濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施している場合（外部委託不可）

医療従事者・高齢者施設・障がい福祉施設の職員、 保育所・幼稚園・小学校等の職員

0日目

起点日



5日目

検査
解除

検査方法は、PCR検査／抗原定量検査が望ましい。やむを得ない場合のみ、抗原定性検査を選択する。

不要不急の外出自粛